

# 南相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年2月15日  
改定 令和5年12月15日  
南相馬市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

本市の土地利用は、本市面積の約3分の2を山林と農地（田畑）が占め、第一次産業の割合が非常に高い地域であり、水稻や畑作を中心に、農業が基幹産業として発展してきた地域である。

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原発事故の影響により、これまでの個別兼業農家から、地域の担い手による農地の集積・集約化が進む一方、大規模型農業に適さない山間地の地域について遊休農地の発生が懸念されていることから、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携を図り、担当区域における現場活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進め、本市農業の復興再生に取り組むことを目標に、南相馬市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する南相馬市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、将来的に目指す農地の状況等を示すものであり、令和11年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に併せ、3年後の目標に即して検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和5年3月)	9, 572ha	2, 087ha	21.8%
3年後の目標 (令和8年3月)	9, 400ha	938ha	10.0%
目 標 (令和12年3月)	9, 300ha	465ha	5.0%

注) 旧避難指示区域は本格的な営農再開に至っていないことを考慮し、目標面積・割合を設定する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地利用状況調査と農地利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きに取り組むこととする。

##### ③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に

基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	耕地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和5年3月)	6, 600ha	3, 408ha	51.6%
3年後の目標 (令和8年3月)	6, 600ha	4, 100ha	62.1%
目 標 (令和12年3月)	6, 600ha	5, 082ha	77.0%

注) 旧避難指示区域は本格的な営農再開に至っていないことを考慮し、目標面積・集積率を設定する。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決を図るため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組んでいく。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を図り、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングをめざす。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない、または受け手がいない場合は、農地中間管理機構と連携のもと、機構事業の周知に努めるとともに、集落営農の組織化・法人化、新規参入の推進への取り組みを行う。

#### ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	3人 （1.7ha）	1法人 （1.4ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	1人 （0.5ha）	1法人 （1.0ha）
目 標 （令和12年3月）	1人 （0.5ha）	1法人 （1.0ha）

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

福島県農業会議・全国農業会議所、農地中間管理機構との連携のもと、農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

#### ② 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、新規就農フェア等への参加を通じての情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制の整備をめざす。

#### ③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入（法人を含む。）に向け、地域の受入条件等の整備を図るなど、フォローアップ活動に努める。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

南相馬市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力